

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年4月24日（平成29年（行情）諮問第156号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（行情）答申第151号）

事件名：「陸上自衛隊の情報活動について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『情報基礎課程』（2016. 1. 15－本本B1596）の最新版。
*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 陸上自衛隊の情報活動について 平成28年2月24日 陸幕
運用支援・情報部情報課 総合情報班

文書2 海上自衛隊における情報業務の概要 28. 2. 23 海幕指
揮通信情報部 情報課

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月2日付け防官文第20264号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

キ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書

総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また処分庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成28年12月2日付け防官文第20264号により、法5条1号及び3号の規定に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

別表のとおり。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求がされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 審査請求人は、「『行政文書』に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求める」として紙媒体の特定を求めるが、本件対象文書の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、紙媒体は保有していない。

なお、本件審査請求を受け、確実に期すために再度の確認を行ったが、紙媒体の存在を確認することはできなかった。

(5) 審査請求人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、上記(4)のとおり、本件対象文書については紙媒体を保有しておらず、また、原処分において電磁的記録を適正に特定しており、それに見合った開示実施手数料を通知している。

(6) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(7) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年4月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月12日 | 審議 |
| ④ | 同月29日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年6月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省情報本部における情報基礎課程において使用された資料の本件開示請求時点での最新版である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の紙媒体の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書については、陸上幕僚監部及び海上幕僚監部

が情報基礎課程の講義で使用するためにそれぞれ作成した文書（PDF形式以外の電磁的記録）であり、プレゼンテーション用ソフトのスライド表示と口頭により講義を実施したため、学生には配布しておらず、担当者が手持ち用に作成していた紙媒体については、講義終了後に必要がないため廃棄され、防衛省において、電磁的記録を保有しているのみであり、本件対象文書の紙媒体は保有していないとのことであった。

本件対象文書については、その作成目的及び保管方法を踏まえると、本件対象文書の紙媒体は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書の開示実施文書を確認したところ、開示実施文書においてマスキングされている部分の一部（文書2の24枚目の不開示部分）について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の不開示とした部分への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分は、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、当該部分は、原処分（開示決定通知書）において開示された部分と認められるから、審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

(2) 以上を前提として、以下、検討する。

ア 防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号1欄ないし番号3欄、番号6欄及び番号7欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報業務に係る能力、体制、態勢及び運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 情報業務に従事する者の氏名等に関する情報

別表の番号4欄及び番号9欄に掲げる不開示部分には、海上自衛隊

において情報業務に従事する者の氏名、役職、階級及び内線番号に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊において情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 個人に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、本件講義を担当する海上幕僚監部から派遣された部内講師の経歴等に関する情報が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、これを公にした場合、特定個人を特定する手掛かりとなり、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、法6条2項により部分開示することはできず、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 関係各国との意見交換に関する情報

別表の番号8欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊と関係各国との意見交換に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

文書1の30枚目については、別表の番号1欄と番号2欄の両方の不開示理由が、同文書の33枚目及び34枚目については、別表の番号2欄と番号3欄の両方の不開示理由が提示されているが、30枚目、33枚目及び34枚目のいずれの部分それぞれの不開示理由に該当するのか特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえない。

行政手続法8条の趣旨を踏まえると、特定の行政文書について不開示理

由が複数ある場合には、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者が当然知り得るような場合を除き、いずれの部分がそれぞれの不開示理由に該当するのか特定される必要がある。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	30 枚目の一部（番号 2 に該当する部分を除く。）	陸上自衛隊の情報収集項目に係る情報であり，これを公にすることにより，陸上自衛隊の情報関心及び情報収集能力が推察され，任務の効果的な遂行に支障を生じるおそれがあり，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	7 枚目，8 枚目，11 枚目，13 枚目ないし 24 枚目，26 枚目ないし 30 枚目（番号 1 に該当する部分を除く。）及び 33 枚目ないし 35 枚目（番号 3 に該当する部分を除く。）のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する体制及び態勢に係る情報であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に係る体制及び態勢が推察され，任務の効果的な遂行に支障を生じるおそれがあり，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 1	33 枚目及び 34 枚目のそれぞれ一部（番号 2 に該当する部分を除く。）	陸上自衛隊情報科隊員の教育及び訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，陸上自衛隊の情報業務に係る能力が推察され，任務の効果的な遂行に支障を生じるおそれがあり，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 2	2 枚目の一部（役職，階級及び氏名）	情報関係業務に従事する者の氏名であり，これを公にすることにより，特定の個人を直接狙った不当な働き掛けが行われ，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5	文書 2	2 枚目の一部（教育歴，勤務歴及び個人情報）	個人に関する情報であり，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。

6	文書 2	5 枚目及び 8 枚目ないし 11 枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊の情報関係業務の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報業務に関する能力等が推察されるほか、関係機関及び関係国との信頼関係が損なわれ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
7	文書 2	14 枚目、15 枚目及び 17 枚目ないし 21 枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊の情報業務の運用及び体制に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の情報業務に関する能力、運用要領等が推察され、任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
8	文書 2	23 枚目及び 25 枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊と関係各国との意見交換に関する情報であり、これを公にすることにより、関係各国との信頼関係が損なわれ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
9	文書 2	30 枚目の一部	情報関係業務に従事する者の役職、階級、氏名及び連絡先であり、これを公にすることにより、特定の個人を直接狙った不当な働き掛けが行われ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。